

高齢者の事例検討（11）

東海社会福祉科学研究所

大北 秀雄

事例検討の中で生活保護制度とともによく話題になるのが成年後見制度ではないかと思しますので、その制度の内容について説明します。

（1）成年後見制度

①成年後見制度は、精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助する人を付けてもらう制度です。

②成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

③法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれます。

④任意後見制度は、本人の判断能力が衰える前から利用できますが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できないようになっています。

⑤成年後見の登記制度は、法定後見制度と任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などをコンピューターシステムにより法務局で登記し、登記官が登記事項証明書を発行して情報を適正に開示することによって、判断能力の衰えた方との取引の安全を確保するための制度です。以前は戸籍に記載されていましたが、プライバシーの保護や成年後見制度の使い勝手を考慮して成年後見登記制度が作られました。

本人や成年後見人から請求があれば法務局から登記事項証明書が発行され、これを相手方に示すことによって安全で円滑な取引ができることになっています。

⑥法定後見制度

認知症になっているお年寄りなどのために家族などが、家庭裁判所に申し立て、法定後見人を選任して財産管理を行うものです。

本人の精神上的の障害（認知症・知的障害・精神障害）の程度によって、後見の仕方が補助、保佐、後見の3類型に分けられています。

ア 補助——判断能力が不十分な人を対象

精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が不十分な者を保護します。

大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために補助人を選任し、補助人には当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権（取消権）を与えること

ができます。

イ 保佐——判断能力が著しく不十分な人を対象

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が特に不十分な者を保護します。

簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人または本人は本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

ウ 後見——ほとんど判断出来ない人を対象

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力を欠く常況にある者を保護します。

大体、常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。また、成年後見人または本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて取り消すことができます。

②任意後見制度

ア 判断力があるうちに自分で信頼できる後見人を選び、自分が認知症になった場合の財産管理、介護の手続き等をおこなってもらう後見制度です。

任意後見契約は、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。

ただし、一身専属的な権利（たとえば、結婚、離婚、養子縁組など）については任意後見契約に盛り込むことはできません。

イ 任意後見人は、預貯金の管理、不動産の売買締結などの財産管理並びに介護・医療契約・施設入所の契約などの生活面を支援します。

ウ 任意後見人には、家族がなることもできますが、弁護士や司法書士に依頼する人も増えています。複数人の後見人を立てることもできるので、専門職に チームで取り組んでももらうこともできます。

エ 任意後見制度を利用する場合は、各都道府県にある弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会にお問い合わせください。また、各市町村の「権利擁護センター」「成年後見センター」、「地域包括支援センター」なども相談窓口になっています。

- ・弁護士と契約する時の費用は10万円から30万円
- ・依頼人を見守り、相談する費用として月額1万円
- ・その後、後見人としての報酬が月額3万円
- ・公正証書を作成する費用2万円
- ・任意後見監督人への報酬も別に必要

オ 任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督することとどまります。(任意後見監督人は本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかチェックします)。

③財産管理委任契約

財産管理委任契約とは、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。

任意代理契約とも呼ばれ、民法上の委任契約の規定に基づきます。

財産管理委任契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができます。

財産管理委任契約と成年後見制度の違いは、成年後見制度は精神上の障害による判断能力の減退があった場合に利用できるものですが、財産管理委任契約は、そのような減退がない場合でも利用できる点です。

(2) 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

- ①福祉サービスを利用する際の手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い、大切な書類の管理などを行う制度です。
- ②対象者は、次のいずれにも該当する方
 - 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であつて、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方「療育手帳や精神保健福祉手帳を持っている方、認知症の診断を受けている方など
- ③都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）で実施
- ④事業に基づく援助の内容
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・苦情解決制度の利用援助
 - ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

○上記に伴う援助の内容

- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手續等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

⑤利用希望者は、社会福祉協議会に対して申請（相談）

⑥社会福祉協議会は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行います。

⑦社会福祉協議会は、利用希望者が事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約締結されます。

なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直されます。

⑧契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適性な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっています。

⑨社会福祉協議会が定める利用料を利用者が負担します。

（参考）実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円
ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料となっています。

※ 事業の利用に関するご相談等は、お住まいの市町村の社会福祉協議会でを行っています。

⑩事業の具体的サービス内容

「福祉サービスの利用手続き援助」

- ・福祉サービス利用料の支払い
- ・通知の確認援助
- ・苦情申立に関する援助

「日常の金銭管理サービス」

- ・年金の受領確認
- ・手当の受領確認
- ・日常的な生活費に要する預貯金の払戻
- ・医療費の支払い
- ・公共料金の支払い
- ・家賃や地代の支払い
- ・税金の支払い

「書類などの預かりサービス」

- 普通預金通帳
- 定期預金通帳
- 保険証書
- 不動産権利書
- 実印、印鑑登録カード
- 銀行届出印
- 貸金庫の鍵